

「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」及び 「各部会において審議する農薬の指定について」の一部改正の報告

1. 経緯

農薬専門調査会における、幹事会及び各部会の設置及び審議する事項については、「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」及び「各部会において審議する農薬の指定について」により規定されている。

今般、いずれの部会においてもフルデータ評価の機会を設けるべき、類似の毒性プロファイルを有する農薬はできるだけ同じ部会で審議すべき、等の意見が専門委員から提案されていることを踏まえ、両規程の見直しを行った。

2. 「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の一部改正

本規程については、本年4月22日開催の第44回農薬専門調査会で改正の方向が検討され、改正の記述については調査会座長に一任された。

改正の趣旨：

1. 確認評価部会は、従来、暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外の農薬について、評価書評価を実施していたが、改正後は、新規登録申請またはインポートトレランス申請された農薬等も審議剤とし、フルデータ評価も実施できるよう規程を整備。
2. 確認評価部会と同様、総合評価部会も、フルデータ評価のほか、暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外の農薬も審議剤とし、評価書評価も実施できるよう規程を整備。
3. 優先物質は、引き続き、総合評価部会で審議することとする。

3. 「各部会において審議する農薬の指定について」の一部改正

「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」の一部改正を踏まえ、以下のとおり改正。

改正の趣旨：

1. 幹事会が指定する、各部会で審議する個々の農薬は、引き続き、幹事会座長、関係部会座長及び事務局の協議により決定することとする。
2. 農薬の特性を考慮し、神経毒性が懸念される場合は、神経毒性を専門分野とする専門委員が所属する部会において審議することとするほか、類似の毒性プロファイルを有する農薬はできるだけ同じ部会において審議することとすることを明記。

農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (平成18年5月30日農薬専門調査会決定)

最終改正 平成20年4月22日農薬専門調査会決定

(総則)

第1条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会の設置)

第2条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、農薬専門調査会及び部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(総合評価部会の設置)

第3条 農薬専門調査会に総合評価第一部会及び総合評価第二部会(以下「総合評価部会」と総称する。)を置く。

2 総合評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価及び幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 総合評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 総合評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 総合評価部会の座長は、当該総合評価部会の事務を掌理する。

6 総合評価部会の座長に事故があるときは、当該総合評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 原則として、総合評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、総合評価部会の座長は、必要により、当該総合評価部会に属さない専門委員に対し、当該総合評価部会に出席を求めることができる。

(確認評価部会の設置)

第4条 農薬専門調査会に確認評価第一部会、確認評価第二部会及び確認評価第三部会(以下「確認評価部会」と総称する。)を置く。

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審

議する。

- 3 確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 4 確認評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。
- 5 確認評価部会の座長は、当該確認評価部会の事務を掌理する。
- 6 確認評価部会の座長に事故があるときは、当該確認評価部会に属する専門委員のうちから農薬専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 原則として、確認評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、確認評価部会の座長は、必要により、当該確認評価部会に属さない専門委員に対し、当該確認評価部会に出席を求めることができる。

(雑則)

- 第5条 幹事会、総合評価部会及び確認評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。

農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成 18 年 5 月 30 日農薬専門調査会決定）新旧対照表

改正後	現 行
（総合評価部会の設置） 第 3 条 （略） 2 総合評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関において A D I（一日摂取許容量）の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの（以下「優先物質」という。）の食品健康影響評価<u>及び</u>幹事会が指定する事項について調査審議する。 3～7 （略） （確認評価部会の設置） 第 4 条 （略） 2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価<u>その他の幹事会が指定する事項</u>について調査審議する。 3～7 （略）	（総合評価部会の設置） 第 3 条 （略） 2 総合評価部会においては、<u>食品安全基本法第 24 条第 1 項に係る農薬の食品健康影響評価（第 4 条第 1 項の確認評価部会において調査審議するものを除く。）</u>について調査審議するほか、<u>暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関において A D I（一日摂取許容量）の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの（以下「優先物質」という。）の食品健康影響評価</u><u>その他の幹事会が指定する事項</u>について調査審議する。 3～7 （略） （確認評価部会の設置） 第 4 条 （略） 2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。 3～7 （略）

各部会において審議する農薬の指定について (平成18年7月19日農薬専門調査会幹事会決定)

各部会において審議する農薬は、以下の基本的考え方及び考慮すべき事項を踏まえ、~~別紙のとおり~~指定することとする。なお、個々の農薬の指定にあたっては、幹事会座長、関係部会座長及び事務局の協議により、部会毎の審議状況等を踏まえ決定することとし、変更にあたっては同様とする。

1. 基本的考え方

「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に基づき、総合評価部会及び確認評価部会において審議する農薬は以下のとおりとなる。~~なお、現在、総合評価部会においては、開催に合わせて審議する農薬を割り振っているところ。~~

(総合評価部会)

~~① 食品安全基本法第24条第1項に係る農薬(確認評価部会において審議する農薬を除く。)~~

~~② ① 暫定基準が設定された農薬のうち優先物質~~

② 幹事会が指定する農薬

(確認評価部会)

① 暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外のもので幹事会が指定する農薬

② その他の幹事会が指定する農薬

(参考) 農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (抜粋)

(総合評価部会の設置)

第3条 (略)

2 総合評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI(一日摂取許容量)の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの(以下「優先物質」という。)の食品健康影響評価及び幹事会が指定する事項について調査審議する。

3～7 (略)

(確認評価部会の設置)

第4条 (略)

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価その他の幹事会が指定する事項について調査審議する。

3～7 (略)

2. 考慮すべき事項

- ~~すでに基本法第24条第1項に基づき意見が求められている農薬で、かつ暫定基準が設定されている農薬(注)~~

~~注: 基本法第24条第2項に基づき追加で意見が求められた農薬が対象。~~

~~→ (審議の継続性から判断)~~

~~すでに審議中の農薬は総合評価部会~~

~~未審議の農薬は確認評価部会~~

- ・審議の透明性

→ 毒性試験等を実施した機関に籍を置く専門委員が所属しない部会

- ・農薬の特性 ~~(神経毒性が懸念される場合)~~

→ 神経毒性が懸念される場合は、神経毒性を専門分野とする専門委員が所属する部会

→ 類似の毒性プロファイルを有する農薬はできるだけ同じ部会